

新型コロナ



# 詐欺



それは

です！

頼んだ覚えのない荷物が届いても、受け取らないこと！



受け取ってしまった場合でも請求書が入っていても絶対に支払わないこと！

## 被害 1 頼んでいないマスクが届いた

頼んだ覚えのないマスクがいきなり自宅に届いたという事例が発生しています。頼んだ覚えのない商品が届いたら、まずは家族等に心当たりがないか確認しましょう。あわせて、届いた商品の送付元を確認しましょう。商品には請求書が入っていない場合もありますが、このような「送りつけ商法」の場合、代金引換や後から請求書が送付されるなどにより、代金を請求されることがあります。家族等にも心当たりがない場合は、「受け取らないこと」、「代金を支払わないこと」が大切です。商品を受け取ってしまった場合でも、法律では、商品を受け取ってから14日間たてば商品を自由に処分できます。おかしいと思ったら、まずは消費者ホットライン188番に電話し、対処方法を相談してください。

マスク以外の被害例

除菌ジェル・消毒液・体温計  
トイレットペーパーなど。



- ▶ 家族等に心当たりがないか確認！
- ▶ 代金は絶対に支払わない！
- ▶ 困ったら消費者ホットライン ☎188

被害 2

## 10万円給付金について電話がかかってきた



新型コロナウイルスに関して、国民1人あたり一律10万円を支給することになりました。この給付金は、各地方自治体から申請用紙が郵送され、これに家族情報や口座番号を記入して返送すると、お金が振り込まれるという流れです。この仕組みを悪用し、市役所職員を名乗って、「申請を代行する」という手口で、給付金をだまし取ろうとする詐欺を警戒しなければなりません。

「給付金の申請を代行する」という案内や電話、メールは、すべて詐欺だと考えてください。

各省庁や市役所、区役所職員が、ATM操作をお願いしたり、手数料振込みを求めることはありません。



- ▶ 申請代行は詐欺の手口！
- ▶ ATM操作で給付金は振り込まれない！
- ▶ コロナ関連の特殊詐欺が急増中！

払い戻しがありますよ  
申請代行しますよ



市役所の者ですが…